



平成 29 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 兼松サステック株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高崎 實  
(コード番号 7961 東証第 1 部)  
問合せ先 専務取締役  
本社部門統轄 平井 基壽  
(電話 03-6631-6600)

単元株式数の変更、株式の併合、定款の一部変更および配当予想の修正に関するお知らせ

当社は平成 29 年 5 月 8 日開催の取締役会において、会社法の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 21 日開催予定の第 119 回定時株主総会に、株式の併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

### 1. 単元株式数の変更

#### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指した取り組みを進めております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

#### (2) 変更予定日及び変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

#### (3) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款の一部変更は、平成 29 年 6 月 21 日開催予定の当社第 119 回定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

### 2. 株式の併合

#### (1) 併合の目的

上記 1. に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後においても、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持するため、当社株式について 10 株を 1 株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の日程・比率

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合をもって併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	41,492,000株
株式併合により減少する株式数	37,342,800株
株式併合後の発行済株式総数	4,149,200株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④ 併合の影響

本株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

【当社の株主構成】

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	2,983名（100.00%）	41,492,000株（100.00%）
10株未満所有株主	140名（4.69%）	420株（0.00%）
10株以上所有株主	2,843名（95.31%）	41,491,580株（100.00%）

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様140名（所有株式数の合計420株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問合せください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

16,500,000株

株式併合の割合に合わせて、現行の1億6,500万株から1,650万株に減少させることといたします。

なお、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に、定款第6条（発行可能株式総数）に規定する発行可能株式総数が、現行の1億6,500万株から1,650万株に変更されたものとみなされます。

(6) 併合の条件

平成29年6月21日開催予定の当社第119回定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 変更の目的

① 本株式併合を実施した際に、併合の割合に合わせて発行済株式総数が減少するため、発行可能株式総数を1億6,500万株から1,650万株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株とするため、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するものであります。

なお、本変更の効力は、本株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、本株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものいたします。

② 平成29年3月31日をもって、マッチの製造販売事業を廃止いたしましたので、定款第2条第1項を一部変更するものであります。

#### (2) 変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(営業の目的)	(営業の目的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. <u>マッチその他家庭用品雑貨の製造販売業</u>	1. 家庭用品雑貨の販売業
2. ~19. (条文省略)	2. ~19. (現行どおり)
第3条~第5条 (条文省略)	第3条~第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1億6,500万株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1,650万株</u> とする。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	第8条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。
第9条~第42条 (条文省略)	第9条~第42条 (現行どおり)
附 則	附 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(効力発生日) 第2条 第6条ならびに第8条の変更は、当社第119回定時株主総会の第1号議案にかかる株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に効力が発生するものとする。

(3) 変更の条件

平成29年6月21日開催予定の第119回定時株主総会において、上記「2. 株式の併合」に関する議案及び本定款一部変更に関する議案がいずれも承認可決されることを条件と致します。

4. 主要日程

取締役会決議日	平成29年5月8日
定時株主総会決議日	平成29年6月21日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	
①第6条(発行可能株式総数)	平成29年10月1日(予定)
第8条(単元株式数)	平成29年10月1日(予定)
②第26条(営業の品目)	平成29年6月21日(予定)
③附則第2条	平成29年6月21日(予定)
株主様宛株式併合割当通知の発送	平成29年10月下旬(予定)
端数株式の処分代金の支払開始	平成29年11月中旬(予定)

(注) 上記のとおり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は、平成29年10月1日ですが、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

5. 平成30年3月期配当予想の修正

(1) 配当予想の修正の理由

本株式併合が効力を発生することを条件に、平成29年4月28日付で発表いたしました「平成29年3月期決算短信」記載の平成30年3月期の普通株式の1株当たりの配当金の予想を本株式併合の割合に応じて、1株当たりの配当金額を10倍とする旨の修正を行うものであります。

なお、今回の配当予想の修正は、株式併合に伴う、1株当たりの配当金の予想を修正するものであり、配当金総額の予想を見直すものではありません。

(2) 修正の内容

	1株当たり配当金		
	第2四半期末	期末	年間
前回予想 (平成29年4月28日発表)	円 銭 2.00	円 銭 2.00	円 銭 4.00
今回修正予想	※1 2.00	※2 20.00	※3 -

	1株当たり配当金		
	第2四半期末	期末	年間
(ご参考)	円 銭	円 銭	円 銭
平成29年3月期	0.00	4.00	4.00

- ※1 平成30年3月期第2四半期末（9月30日基準）の中間配当は併合前の株式を対象としております。
- ※2 平成30年3月期期末配当は併合後（10株を1株に併合）の株式を対象としております。
- ※3 平成30年3月期配当金合計額は単純合算できませんので「－」と表示しております。

以 上

(添付資料)

【ご参考】株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

## 【ご参考】 株式併合及び単元株式数の変更に関するQ & A

### Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

A 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

### Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 単元株式数の変更とは、株式の議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### Q 3 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

A 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。これは投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にするとともに、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

### Q 4 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A 株式併合と単元株式数の変更を同時に行った際、その効力発生の前後では次のようになり、所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例1	3,000株	3個	300株	3個	なし
例2	1,234株	1個	123株	1個	0.4株
例3	234株	なし	23株	なし	0.4株
例4	4株	なし	なし	なし	0.4株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例2、3、4のような場合）は、会社法の定めに基づき、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金（端数株式処分代金）は、平成29年11月頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式が10株未満の場合（上記の例4のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 5 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値が変わることはありません。

ご所有株式数は併合前の10分の1となり、例えば1,000株お持ちの株主様の株数は100株になりますが、1株あたりの純資産額は併合前の10倍となります。また、株価につきましても理論上は併合前の10倍となります。

Q 6 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 特段のお手続きの必要はございません。

Q 7 株式併合により、単元未満株式が生じますが、併合後でも買取りは可能ですか。

A 株式併合の効力発生前と同様、市場で処分できない単元未満株式をご所有する株主様（100株未満の株式をご保有の株主様）は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。

単元未満株式買取りにかかる具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の特別口座の口座管理機関にお問い合わせ下さい。

Q 8 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

A 次のとおり予定しております。

平成29年6月21日	定時株主総会決議日
平成29年9月26日	現在の単元株式数（1,000株）での売買の最終日
平成29年9月27日	当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されます。 株価に株式併合の効果が反映されます。
平成29年10月1日	株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。

**【お問合わせ先】**

株主名簿管理人

連絡先

三井住友信託銀行株式会社

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）